

## 第8回 長岡地域合併協議会

# 会 議 録

## 第8回長岡地域合併協議会会議録

### 1 会議を開催した日時及び場所

- ・日 時 平成16年7月29日(木) 午後3時
- ・場 所 ホテルニューオータニ長岡

### 2 会議出席委員の氏名

森 民夫	樋山 桑男	大野 勉	遠藤鐵四郎
長島 忠美	大橋 義治	二澤 和夫	熊倉 幸男
坂牧宇一郎	五十嵐 徹	小熊 正志	大地 正幸
今泉 實	石坂 敏雄	伊佐 文也	大桃 健三
小方 保	関 正史	高野 哲四	樋口 章一
野田 幹男	田村 巖	朝日 由香	池田 守明
高森 精二	小林 民雄	佐藤眞知子	大矢 治雄
小池 進	高野 徳義	川上 孫一	池島 寛
中村 満	岡田 伸夫	豊口 協	鈴木 隆三
			以上 36名

(欠席委員の氏名)

佐々木保男	米持 昭次	五十嵐亮一	
			以上 3名

### 3 議題及び議事の要旨

別紙のとおり

事務局（北谷）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第8回長岡地域合併協議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします

それでは、開会に際しまして森会長よりごあいさつを申し上げます。

会長（森 民夫）

まず、先般の集中豪雨によりまして本協議会に参加している6市町村ともに何らかの被害を被ったわけでございます。特に中之島町では町の中心部ということもありまして、大変な被害を受けたわけでございます。現在ボランティアの協力のもとで懸命な復旧作業が続けられているわけでございますが、協議会といたしましても心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今回の協議会でございますが、このような災害が発生した状況ではございますが、今後の日程なども考慮する中で、中之島町の樋山町長からもご理解いただきまして、予定どおり開催ができる運びとなりました。本日もひとつよろしくお祈りを申し上げたいと思います。

事務局（北谷）

ありがとうございました。

本日の会議の欠席は、中之島町の佐々木委員と五十嵐委員、三島町の米持委員の3名でございます。過半数以上の出席がございますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。まず、事前配付として次第、第8回会議資料議案編をお配りしてございます。また、本日第8回会議資料報告編と参考資料とあるA4、1枚物をお配りしてございます。資料は以上でございます。

それでは、この後の議事進行につきましては会長よりお願いいたします。

議長（森 民夫）

それでは、早速でございますが、これより議事に入りたいと思います。

まず、報告事項の第21号 第6回新市建設計画策定小委員会についてでございます。

これにつきましては、まず小委員会委員長の豊口委員から小委員会の概要についてご報告をいただきまして、資料につきましては事務局から説明をお願いいたします。

新市建設計画策定小委員会（豊口 協）

それでは、第6回新市建設計画策定小委員会のご報告を申し上げます。

去る7月26日に開催いたしました。小委員会では、前回までに報告を申し上げました内容に、さらに第9章、財政計画、第10章、新市建設計画の推進に向けてという二つの章が加わりました。これにより新市で実施していくべき建設計画の全容が明らかになりました。

続きまして、小委員会の意見交換でございますが、第9章の財政計画につきましては、住民にわかりやすいものにしていくということが基本でございます。さらに、第10章の地域経営という言葉が使われ

ておりますけれども、この課題に対しましては地域経営に参画する人材をいかに育てるか、真剣に地域のことを考えている人たちの心、特にサイレントマジョリティーというふうな言葉がよく使われますけれども、なかなか表に出てこない市民の声というものをより多く、正確に引き出すことによって、それを生きた声としてまちづくりに反映をさせていきたいということが委員から数多くの意見とともに出されました。これまで6回にわたりまして、さまざまな意見交換を交わしてまいりましたけれども、自分たちが将来住むまちを住民の力でつくり上げるための計画を策定してきたわけでありまして、今後は、さらに県との協議を経まして、8月下旬ないし9月上旬にかけまして最終的なまとめを行う予定になっております。

本日は、お手元によく最終章までまとめました新市建設計画をお配りしてございますので、一度お目通しをいただきたいと思っております。

詳細につきましては、これから事務局の方から説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

事務局（大滝）

事務局からご説明申し上げます。大滝と申します。座って説明させていただきます。

お手元に配付してございます第8回会議資料報告編をごらんください。2枚めくっていただきますと、長岡地域新市建設計画（案）がございます。この71ページをごらんください。第9章、財政計画でございます。新たにこの第9章を追加掲載をいたしました。まず、1、基本的な考え方でございますが、計画期間につきましては建設計画本編に合わせまして、平成17年度から26年度までの10年間でございます。また、普通会計ベースで作成をいたしております。推計方法は、過去の実績を基本といたしまして、行財政制度や社会経済情勢を勘案し、作成をしております。また、合併によります削減効果、それから住民サービスの向上などを反映させておるものでございます。財政計画の性格といたしましては、建設計画が事業の実施計画ではありませんので、この財政計画は毎年度の実施予算をあらわすものではなく、新市発足後10年間のおおむねの財政規模や傾向を示すというものでございます。また、建設計画に登載しております事業の実施が可能であるという財政的な裏づけをしているものでございます。

続いて、2、前提条件でございます。算出方法は、任意合併協議会の財政試算のときと基本的に同じものでございますが、現時点で判明しております地方財政対策、いわゆる三位一体の改革の内容を反映させておるものでございます。

具体的には、まず地方譲与税でございますが、新設の所得譲与税の平成16年度交付予定額を加算することにしております。それから、地方交付税につきましては、平成18年度まで毎年度7%程度削減するというもので作成しております。それから、国県支出金でございますが、削減されました補助金、負担金を減額をいたしております。このほか歳入についてポイントを申し上げますが、まず地方税につきましては生産年齢人口等によりまして増減を見込むとともに、地方債につきましては、いわゆる合併特例債、それから普通建設事業に係る地方債を見込んで推計をしております。

それから、(3)の歳出でございますが、人件費につきましては退職者の補充の抑制、それから議員数の減に伴う減額を見込んでおります。また、物件費につきましても合併による節減効果を見込んでおります。扶助費につきましては、合併によります制度調整に係る影響額を反映しておるものでございます。そのほか繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計などの繰出金の過去の伸び率を勘案して見込んでおるものでございます。それから、建設事業費につきましては、建設計画に基づく事業などを見込んでおるものでございます。

この結果が73ページでございますが、歳入歳出分けて書いてございますが、平成17年度から26年度までの10年間の合計ということで記載させていただいております。歳入歳出とも合計で、10年間で8,694億円、これを1年間にいたしますと、10で割りまして869億円が1年間の規模になるということでございます。

それから、本日参考資料ということで、ポイントをまとめたペーパーをひとつ用意してございますので、ごらんください。右上に参考資料と書いてある紙でございます。合併に伴う10年間の財政影響額や、作成に当たりまして留意した点を整理いたしております。

まず、主な削減経費でございますが、人件費につきましては161億円の削減を見込んでおります。それから、物件費につきましては、合併に伴うスケールメリットとして32億円を見込むほか、委託、民営化など行財政改革の推進により、さらに削減をするものでございます。

二つ目、事務事業の制度調整でございますが、市町村間で異なる制度を調整し、住民サービスを向上するための経費といたしまして、31億円の増額を見込んでおるところでございます。

それから、三つ目、建設事業費でございます。先ほど申し上げました三位一体の改革などの影響によりまして、財源不足に対応するために、将来の財政負担を考慮し、次の点に留意をいたしました。一つ目は、普通建設事業費全体が財政支援による増額分を含めまして、単年度で過去3カ年の平均事業費を上回らないように見込んでおるものでございます。二つ目、新市の一体化、均衡ある発展のために活用する合併特例債につきましては、その上限額の90%である403億円を見込んでおるものでございます。それから、三つ目、合併特例債による事業は通常の建設事業に上乘せして実施するのではなく、合併特例債を通常の建設事業のより有利な財源といたしまして、できる限り通常債から振りかえて活用するという事としております。

それから、四つ目ですが、ふるさと創生基金(仮称)の造成でございます。旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のための基金造成に40億円、このうち38億円は合併特例債を借り入れるということでございますが、見込んでおるというものでございます。

最後、5点目ですが、臨時的な財政支援額ですが、合併後の臨時的な経費に対しまして、普通交付税、特別交付税、国県補助金により81億円の財政支援を見込んでおるところでございます。

第9章、財政計画については以上でございます。

事務局(竹見)

続きまして、第10章をご説明いたします。合併協議会事務局の竹見と申します。よろしくお願いいたします。

第10章は、74ページをお開きください。最終章になります。第10章、新市建設計画の推進に向けて、新しい地域経営のあり方についてまとめております。新市建設計画は、市民と行政が一体となって新市の将来構想を実現し、安心感と一体感のある新しい長岡地域をつくるための事業計画でございます。新市建設計画の推進に当たっては、そういった新しい地域経営の方向性、それから具体的な取り組みをこちらの章で整理をしております。

まず、一つ目として、市民と行政の基本的なあり方、こちらは将来構想のところで整理をしてみましたけれども、それは市民と行政がそれぞれの役割を担いながら、よりよい、新しい長岡のまちづくりを行っていくというものでございます。こちらは、74ページの下の方でございますように、自立した地域の確立ということの中で市民、それから行政が揺るぎないパートナーシップにより地域経営に取り組んでいくと、そういった形でまとめております。

続きまして、75ページをごらんください。こちらは2番として、新市建設計画の推進に向けた行政経営のあり方をまとめております。市民と行政が揺るぎないパートナーシップを構築するためには、行政経営をどう変えていったらいいか、どうあるべきかというものをまとめております。75ページの上の右側の方に、大きく二つの考え方でまとめております。一つが積極的な参画ができる地域社会への転換、それは従来型の行政を中心とした地域づくりから市民、企業などさまざまな関係者が地域の課題解決、地域の目指すべき姿の実現に、より積極的に取り組むことが可能な地域社会へ転換していくと。それから、二つ目でございます。長岡独自のニュー・パブリック・マネジメントへの挑戦という形で、行政の活動においては独創的、かつ持続的に活躍している企業経営者の経営理念や改革手法を可能な限り活用し、PFIにより公的部門に資源投入の多様化を図るなど行政経営の効率性、生産性、有効性の向上を目指すこと、そういった大きく二つの考え方でまとめています。

この考え方に基つきまして、基本方針を三つまとめました。まず、基本方針の1として、75ページの真ん中ほどにございますけれども、事業推進に当たっては常に市民がオーナーという生活者の視点に立ち返り、市民の声や思いを大切にすまちなづくりを目指す、そういうものです。具体的な取り組みといたしましては、下の四角で囲ってございます。住民、民間企業や、NPOが公的事業に参画できる環境が整うように市民参画システムを創造し、地域ブランド構築を促進していく。支所などの地域のまちなづくりの拠点に、情報提供や課題解決に向けたサポートシステムを整備していくことなどをまとめております。

続きまして、76ページをごらんください。上の方に基本方針の2をまとめています。基本方針の2として、地域らしさ価値向上に向け、従来の枠組みにとらわれない環境変化に対応できる機能的な体質に変革する行政経営組織を構築する。具体的な取り組みといたしましては、社会、市民からの情報を常に収集するとともに、戦略的に実践できる経営プロセスを構築していく。それから、下にありますが、

縦割り行政を刷新し、業務のプロセスを革新しながら、目的先行型の組織を構築していきますと、そういった形でまとめております。具体化の方策例としては、戦略事業推進組織などを立ち上げていくと、そういったものを具体的な方策例としてまとめています。

基本方針の3です。これまでの行政手法にこだわらず、独創的な経営の視点で常に挑戦と創造を試み、事業推進の手法を革新していく。取り組みといたしましては、求められるもの、必要なものに迅速、かつ集中的に取り組んでいく地域経営を展開すること。あるいは、市民満足度向上や事業推進を図るための戦略的アウトソーシングの推進、新しい官民協力方式の普及拡大など、事業実施や公共サービス向上を担う多様な主体の参入が可能となる基盤を構築していく、そういった具体的な取り組みをまとめてございます。

続きまして、77ページをごらんください。こちらは3番として、こういった今までご検討をさせていただきました建設計画の戦略事業、あるいは生活基盤整備事業、それから合併に伴い、必要となる事業という形でいろいろご検討をいただきましたけれども、そういったさまざまな事業を実施するに向けて、考え方を総括的にまとめています。こちらに書いてございますように、新市建設計画の推進に向けては市民をオーナーとした一つの経営体とみなし、以下の推進に向けた考え方、いわゆるコーポレートガバナンスの要素をより徹底して取り組んでいくという形でまとめております。真ん中ほどの四角に囲ってございますけれども、経営の効率性や健全性、公正さをチェックする仕組みを構築していくというもので、大きく三つにまとめています。まず、経営の透明性、健全性の確保。地域全体が良質なまちづくりの行動を行うことができる基盤を確立する。それから、二つ目でございますけれども、持続可能な地域経営システムの確立という形で、合理的なマネジメントシステムとチェックシステムを構築していきますという形でまとめています。それから、三つ目が事業推進上の説明責任と積極的な情報開示という形で、すべての市民への迅速、かつ適切な情報開示、それから市民だけではなくて地域内外、各利害関係者への説明責任を重視、徹底していく。そういった形で3番はまとめてあります。以下、建設計画推進に向けたイメージ図としてまとめてございます。

第10章は以上でございますけれども、先ほど委員長からお話ありましたように、現在県との協議を進めております。今後も県からのご指導、あるいはご意見をいただきながら、最終的によりよいものにまとめていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長（森 民夫）

説明が終了いたしました。ただいまの説明につきまして皆さんの方からご質問があれば、どうぞ挙手をお願いいたします。

そうしますと、ちょっと私からあれですが、この新市建設計画は今日の説明で、あと何が残っているのか、ちょっと簡単に説明していただけますか。

事務局（高橋）

建設計画書としましては、すべての項目がこれで終了いたしました。ただ、県との協議を進める中で、内容について変更される可能性がまだ若干残っておりますので、県との協議を経た上で最終的に皆様方の方に再度お諮りをさせていただく予定でございます。

議長（森 民夫）

ということだそうでございますが、今日の報告書で大体形がほぼでき上がっていると。あとは特に県事業等だと思いますが、それについて県の調整が残っているということだそうでございます。

特にご質問ございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

ないようでございますれば、次回の協議会で建設計画書を最終案として協議させていただく運びになります。本日報告事項でございますので、この程度にとどめまして、最終的に次回に建設計画書を最終案として協議をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に協議事項に移りたいと思っております。

議案第38号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

前回議員の連絡会の内容を長岡市議会の小熊議長から報告いただきましたが、任期につきましては長岡市議会の残任期間とする意見と、次の一般選挙も定数特例を採用する意見とで意見が分かれていたかと思っておりますが、まず資料につきましては事務局から説明お願いいたします。

事務局（高橋）

それでは、お手元にお配りしてございます長岡地域合併協議会第8回会議資料の議案編をお出しください。1枚おめくりいただきますと、1ページでございますが、議案第38号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、議案として整理してございます。議案の内容としましては、議会の議員の任期についての提案でございます。内容は、一番下に書いてございますが、定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とするという内容でございます。

これについての説明が次のページ以降にございますので、1枚おめくりいただきまして、3ページにこの議案第38号の参考資料がございます。定数特例の適用期間について説明をいたします。中段の図でわかりやすくまとめてございますが、まず定数特例を適用し、その場合に新市の議員の定数が40人となるということは第5回目の協議会で承認をさせていただいておりますが、その40人の内訳は一番下に表としてまとめてございます。長岡市が33人、中之島町が2人、越路町が2人、三島町、山古志村、小国町が1人、合計40人でございます。そして、中段の表をごらんいただくと、わかりやすいと思っておりますが、定数特例を適用する期間でございますが、長岡市議員の残任期間とするという考え方でございます。中段の表の上に四角で囲ってございますが、長岡市の議員の残任期間、約2年間ということでございますが、正確には平成19年の4月30日が長岡市の議員の任期でございます。したがって、この約2年間につきましては定数特例を適用し、40人の議員数でいきたいということでございます。具体的には、合

併時に長岡市を除く5町村ごとに選挙区を設け、先ほど申し上げました議員数によりまして増員の選挙を行うという考え方になります。なお、この定数特例を使う期間が約2年間でございますので、この合併後最初に行われる一般選挙、この図ですと、ちょうど真ん中になりますが、19年4月、一般選挙というふうに、小さい字で恐縮ですが、下の方に書いてございます。この一般選挙からは、地方自治法で定める法定定数の38人とするという考え方でございます。

また1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。この表は、長岡地域の合併協議会と同様に、編入合併の方式で定数特例と定めているところの県内の他の法定協議会の協議状況をまとめたものでございます。左側の方に協議会名が書いてございますが、新潟地域合併協議会から一番下にございます新井市・妙高高原町・妙高村合併協議会まで四つの協議会の状況をまとめてございます。それぞれ設置年月日、構成市町村、人口、合併期日とございますが、一番右側の方に議員の取り扱いという項目、欄がございます。ここで編入市議会の残任期間という欄と合併後最初の一般選挙という欄がございますが、今回の議案に関する部分はこの一番右側、合併後最初の一般選挙という欄でございます。ここに法定定数と記載されている協議会と定数特例と記載されている協議会がございますが、ごらんいただきますと、上越地域の合併協議会は定数特例と記載をされておりますが、それ以外の協議会につきましては私ども長岡地域の協議会の提案と同じように法定の定数でいきたいという考え方で決められているものでございます。

説明は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、まず議員連絡会の座長でございます長岡市議会の小熊議長から、その後の議員連絡会や各議会の状況についてご報告をお願いをしたいと思います。

6市町村議会合併連絡会（小熊正志）

6市町村議会合併連絡会の座長をしております長岡市議会の小熊でございます。前回のこの協議会におきまして、議員の任期の取り扱いについて合併連絡会での協議状況を報告いたしました。その時点では結論を得るに至っておらなかったため、再度会議を持ち、結論を出したいとお願いをいたしました。本日は、その後7月23日に開催されました合併連絡会の内容についてお話をさせていただきたいと思っております。

各市町村議会の議員任期についての考え方として、当初山古志村議会は長岡市議会議員の残任期間と、これに続く4年間、つまり約6年間を定数特例としたいということで、前回と同様の考え方でありました。これに対して他の議会では、新市の早期の一体化や活性化のためには、特例はできるだけ短くすべきであり、期間は長岡市議会議員の残任期間である約2年間が妥当であるという考え方でありました。その後、新市の議員として将来のために早く一つにまとまっていくべきであるということや、住民の不安を取り除けるような地域自治組織を目指していくという議論の中で、山古志村議会からも、これまで

の連絡会での議論を大切に、全体として一つの方向でまとまっていきたいという考えが示され、連絡会としては定数特例の議員任期を長岡市議会議員の残任期間である約2年間とするという結論に至りました。今回のこの結論は、6市町村の各議員全員が何としてもこの合併を成功させようという熱い思いから出た結論であると思っております。よろしく願いをいたします。

議長（森 民夫）

どうもありがとうございました。

ただいまの話でございますと、6市町村の議会ではいろいろご議論の末、定数特例を適用する期間は長岡市議会議員の残任期間、約2年間ということでまとまったわけでございます。協議会としても本日結論を出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

皆さんの方で何かご意見、ご質問ございましたら、どうぞお願いいたします。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、ないようでございますので、議案第38号 議会議員の特例の任期の部分につきましては長岡市議会議員の残任期間ということで決定したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

異議がないようでございますので、議案第38号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについての任期の部分につきましては、長岡市議会議員の残任期間とすることで議案のとおり決定とさせていただきます。

これで議員の身分につきましては定数及び任期の両方決まったわけでございますので、整理いたしますと、議会の議員の定数は合併特例法の定数特例を適用する。その定数特例を適用する期間は、長岡市議会の議員の残任期間とするということになったわけでございます。どうもありがとうございました。

続きまして、次に議案第39号の特別職の身分の取扱いについてでございます。

資料につきまして、事務局から説明お願いいたします。

事務局（高橋）

資料の議案編の5ページお開きください。議案第39号でございます。特別職の身分の取扱いについて。特別職の身分の取り扱いについて、次のとおり提案をするものでございます。一番下の方でございます。中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の町村長、助役、収入役及び教育長は、合併の日の前日をもって失職するものとするという内容でございます。これは、合併の方式が長岡市への編入合併と決まっておりますので、法人格のなくなる町村の特別職の方たち、そして教育長につきましては失職することになるものでございます。

説明は以上です。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、議案第39号につきましてご意見、あるいはご質問がございましたらば、どうぞ挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

「なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、ご異論がなければ、議案第39号については決定ということによろしゅうございましょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

それでは、議案第39号の特別職の身分の取扱いにつきましては議案のとおり決定といたします。

続きまして、本日の議事次第にはございませんが、私の方から一つ補足をさせていただきます。地域審議会という項目について議論をする予定になっておりますが、これ当初の協議項目の中で地域審議会ということが書かれておりましたけれども、ご承知のように長岡方式の地域自治を協議する中で、地域委員会を設置することで、既にこの協議会で決定しております。この地域委員会は、地域審議会よりもさまざまな面ですぐれた組織でありまして、この長岡地域の実情に合った制度であると私は認識しておりますので、地域委員会ということで既に決定しておりますので、地域審議会については改めて協議する必要がないと思いますので、協議項目から削除したいと考えております。特にご異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

議長（森 民夫）

ありがとうございます。

それでは、地域審議会は地域委員会ということで今後統一をさせていただきます。

以上で議事につきましては、協議事項につきましては終了いたしました。

5番にその他がございますが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局（高橋）

お知らせとお願いを一つさせていただきたいと思っております。お手元にお配りしてございますが、8月4日に協議会の主催で合併の講演会を予定をしております。8月4日、午前10時30分から長岡リリックホールにおきまして、中央大学の佐々木先生から新しいまちづくりの講演を予定をしております。合併後のまちづくりの関係の講演でございますので、皆様はもちろん住民の方からも聞いていただきたいと考えております。ぜひ皆様方も含めましてPRをしていただき、講演会の方にご出席、ご参加いただきますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森 民夫）

ほかに事務局からございますか、連絡事項。

事務局（高橋）

本協議会終了後の予定でございますが、いつものとおり記者会見を行いますので、よろしくお願いをいたします。なお、中之島町さんにつきましては議長さんが本日欠席をされておりますので、今泉議員さんからご出席いただきたいと思いますと思っております。

それから、次回の協議会でございますが、先ほど来話が出ておりますとおり、県との建設計画の協議の状況によりまして、8月の終わらないし9月の上旬にもう一度協議会を開催したいと思っておりますが、スケジュールがまだ確定しておりませんので、決まり次第皆様方のところにご案内を差し上げたいと思っております。なお、このことにつきましては当然住民の皆様にもインターネット等を通じてお知らせをさせていただく予定でございます。

連絡は以上でございます。

議長（森 民夫）

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会議日程はすべて終了いたしました。

あと1回という予定でございます。次回が最終回になるわけでございますが、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思えます。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（散会 午後3時35分）